

一般廃棄物処理業（し尿を除く）許可について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 7 条に基づく一般廃棄物処理業の許可について、熊本市では平成 30 年 4 月 1 日から次のとおり取り扱うこととしますのでお知らせします。

1 収集運搬業について

平成 31 年 4 月 1 日から原則として新規許可（法第 7 条第 1 項）を行わないこととします。

※平成 31 年 3 月 31 日時点で本市の許可を有している事業者については、従前のおり更新許可の申請を行うことが出来ます。

ただし、取り扱う廃棄物を限定する以下の者については、引き続き許可を行います。

- (1) 本市内で特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）第 2 条第 5 項に規定する特定家庭用機器廃棄物のみを家電リサイクル法第 17 条に規定する指定引取場所及び許可施設へ収集運搬する者
- (2) 本市内で引越しに伴い発生するごみの内、生ごみ及び液状物類を除く一般廃棄物のみの収集運搬を行う者
- (3) 本市内でビル清掃等に伴い発生するごみの内、生ごみ及び液状物類を除く一般廃棄物のみの収集運搬を行う者
- (4) 熊本市事業系一般廃棄物広域再生利用推進要綱第 3 条第 1 項に規定する特定再生資源のみの収集運搬を行う者

2 処分業及び施設設置について

平成 30 年 4 月 1 日から原則として新規許可（法第 7 条第 6 項）、変更許可（法 7 条の 2 第 1 項）、施設設置許可（法第 8 条第 1 項）及び、施設変更許可（法第 9 条第 1 項）を行わないこととします。

※平成 30 年 3 月 31 日時点で本市の許可を有している事業者については、従前のおり更新許可の申請を行うことが出来ます。

ただし、以下の者については、例外として許可を行う場合があります。

- (1) 現行において本市で処理困難であるものの処理を行う者
- (2) 各種リサイクル法に基づく施設において処理を行う者
- (3) 本市の一般廃棄物処理計画の目標達成に資する処理を行う者
- (4) 自ら一般廃棄物を処理する施設を設置する者

裏面へつづく

3 理由

本市の事業系一般廃棄物の発生量は年間およそ9万tであり、今後人口減少や本市のリサイクル推進事業の促進により発生量は減少することが見込まれています。

一方で、既存の一般廃棄物収集運搬業者の処理能力は年間およそ36万t、処分業者の処理能力は年間およそ550万tであり、一般廃棄物発生量に対して能力が過剰な状況であります。

廃棄物処理法において、市は一般廃棄物の処理について統括的な責任を有することとなっており、市町村で処理が困難なものについては、民間事業者に許可を与えることによって処理を行うこととなります。また、許可を行う際には、その内容が一般廃棄物処理計画に適合しているものであることが規定されており、本市の状況を鑑みると、新規の許可を行うことは一般廃棄物処理計画に適合しているとは言えないため、本市では原則として一般廃棄物処理業（収集運搬業、処分業等）について新規許可を行わないこととします。

<参考>

福井県小浜市において、既存の許可業者から市に対し、後発業者の許可取消を求める訴訟がありました。これに係る平成26年1月28日の最高裁判決に基づき、平成26年10月に環境省から一般廃棄物の適正な処理の継続的かつ安定的な実施が確保されるよう、業の許可の運用を行うことが重要である旨の通知がありました。

【最高裁判決要旨】

- ・一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていない。
- ・一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められる。

4 今後の方針

- (1) 既存の許可業者においても、現況で処理能力が過剰であることから、今後の一般廃棄物処理計画と照らし合わせ、更新許可及び収集運搬業における車両の増車についての見直しを検討してまいります。
- (2) 毎年度の廃棄物の発生量と処理実績を一般廃棄物処理計画に照らし合わせ、許可の必要性が生じた場合、許可を行うこととします。